

2018年オンライン診療元年 その内容と背景

◆患者がスマホを用いて医師とリアルタイムにやり取りするオンライン診療

オンライン診療（遠隔診療）とは、「遠隔医療のうち、医師－患者間（D to P）において、情報通信機器を通して、患者の診察および診断を行い診断結果を伝達する等の診療行為を、リアルタイムで行う行為」を指す。2018年3月、厚生労働省は、遠隔医療ガイドライン（案）を示して、これまでの遠隔診療に代わる用語としてオンライン診療を定義した。日本における遠隔医療は、僻地や離島における医療をイメージしやすく、スマホなどの情報通信機器を用いた都市型の医療を指す言葉として、オンライン診療がよりしっくりくる。遠隔医療（telemedicine）とは、「情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為」と定義される。一方、医療IT（e-health、digital health）は、健康や医療・介護に関する情報通信分野全体を指す用語である（似た用語が多いので、ARCが図1にまとめた）。

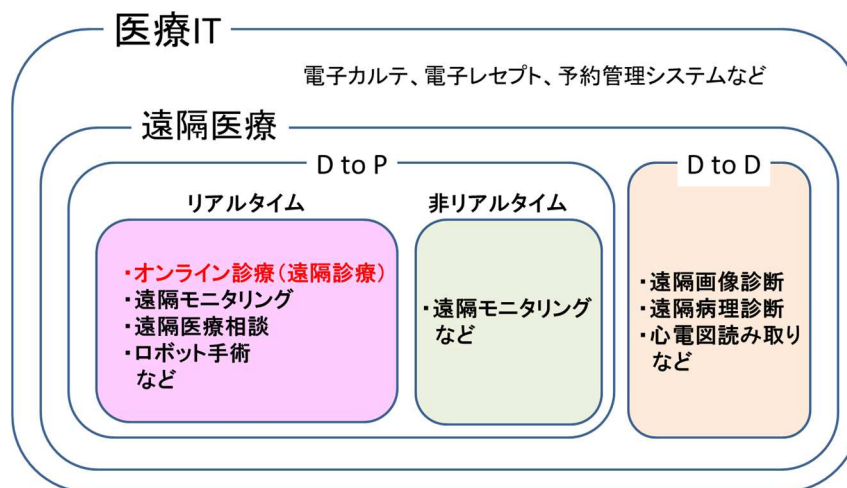


図1 医療IT、遠隔医療とオンライン診療

遠隔医療は、医師－医師間（D to D）で行われるものと、医師－患者間（D to P）で行われるものがある。D to Dとしては、X線画像などを専門家に送り、読み取ってもらう遠隔画像診断や、病理標本画像を専門家に読み取ってもらう遠隔病理診断がある。X線画像や病理標本画像の読み取りには、高度なスキルが必要であり、臨床現場で働く医師が、読み取りを専門とする医師に画像を送付し、正し

い診断を行ってもらうことは誤診の予防や医療コストの低減につながる。一方、D to Pでは、患者との応対をリアルタイムに行うものとして、ペースメーカーなどの医療機器の稼働状況や患者の容態を逐次モニタリングする遠隔モニタリング、手術ロボットの遠隔地からの操作、スマホなどを用いて医師に相談を行う遠隔医療相談（非医療行為）、そしてスマホなどを用いて患者を診察、診断を行うオンライン診療がある（表1）

表1 遠隔医療の分類

遠隔医療 (telemedicine)	DtoP	リアルタイム	通信機器を用いた診断・診察 (遠隔診療・オンライン診療)	スマホやタブレットなどを用いて、患者と会話したり、血圧計やカメラなどの周辺機器を用いて診察および診断する。
			遠隔医療相談	スマホやタブレットなどを用いて、情報のやりとりを行うが、診断等の医師の医学的判断を伴わない、単なるアドバイス。
			遠隔モニタリング	患者の心電図や血糖値などのバイタルデータやペースメーカーなどの植え込み機器の稼働状態を、リアルタイムに医療関係者に送信する。異変が起こった時を察知することができる。
			ロボット手術	ダビンチなどの手術ロボットを遠隔地から操作する。
	非リアルタイム	遠隔モニタリング	患者の心電図や血糖値などのバイタルデータを収集、保存し、1日に1回などの頻度で医療関係者に送信、あるいは通院時に回収する。	
		DtoD	画像診断、病理診断、データ診断	X線写真や眼底写真、病理写真などの画像や心電図などのデータを専門家に送信して、助言を求める。

（各種資料を参考にARC作成）

◆ヘルスケアコストの低減努力やIT機器の全世代への普及が後押し

増大するヘルスケアコストを背景に、通院に時間を割くことが難しい働く世代の受診を促し重症化を予防すること、高齢者の通院負担や介助者の付き添い負担を減らすことが喫緊の課題となっている。一方、カメラを備え、画像の共有や医師とのチャットができるスマホが登場、日本でも全世代へと普及が広がっておりスマホを用いたオンライン診療が可能となった（表2）。

表2 日米におけるスマホ普及率

日本	20s	30s	40s	50s	60s	70s	80以上
2011	44.8%	28.9%	18.3%	9.3%	2.5%	0.7%	0.1%
2013	83.7%	72.1%	53.9%	33.4%	11.0%	3.7%	1.6%
2015	92.9%	86.2%	74.8%	56.9%	28.4%	9.2%	1.9%
2016	94.2%	90.4%	79.9%	66.0%	33.4%	13.1%	3.3%
米国	18~29	30~49	50~65	65以上			
2018	94%	89%	73%	46%			

（総務省平成29年度通信利用動向調査、米国Pew Research Center資料を参考にARC作成）

◆法律の解釈や関連団体の理解がオンライン診療の解禁を後押し

厚生労働省は、無診察での診療は禁止されている（医師法20条）とし、離島や

僻地以外でのオンライン診療を認めていなかった。医療費の増大やIT機器の発達普及に伴い、厚生労働省による医師法20条の解釈は変遷し、17年に「オンライン診療は直ちに医師法20条の違反にはならない」とし、オンライン診療を解禁した。オンライン診療を行う側の開業医の団体である日本医師会も、診療は原則対面でおこなうべきとするものの、慢性疾患などの長期診療においては患者に利益があるとし、オンライン診療を認めるに至っている。18年4月、厚生労働省は、オンライン診療にかかる診療報酬を新設した（表3）。適応症は、長期の加療を必要とする難病や認知症、精神疾患、高血圧症・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病となっている。

表3 新設されるオンライン診療にかかる診療報酬

<p>オンライン医学管理料(月1回)100点 オンライン診療料(月1回)70点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン診療計画の作成が必要。 ・ 初診から6カ月以上経過。 ・ 3か月に1回は対面診療が必要。 ・ 特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、精神科在宅患者支援管理料の算定対象となる患者が対象。
---	--

(厚生労働省資料を参考にARC作成)

◆ オンライン診療の市場は20年に192億円、それ以上のマクロ経済効果も

市場調査会社シードプランニングは、診療報酬が新設されたことにより、オンライン診療関連サービス市場は、16年の77.5億円から、20年に192億円へと成長すると予測している。オンライン診療の普及により、働く世代の受診率の向上による疾病重症化の予防、通院や待ち時間による時間ロスの減少などマクロ経済への効果も期待される。総務省が12年に行った試算によると、オンライン診療が5%普及すれば、約1,000億円のマクロ経済効果があると推計されている。この推計には含まれないが、認知症患者や障害者の通院時の付き添いなど、介護従事者や家族の負担の軽減による経済効果も期待できるだろう。

◆ オンライン服薬指導により、診療・処方・投薬の完全医オンライン化へ

現状、医師がオンライン診療を行い医薬品を処方しても、患者は郵送などで受け取った処方箋を薬局に持っていき、薬剤師による服薬指導を受ける必要がある。処方薬は重篤な副作用があることがあるため、厚生労働省および薬剤師の団体である日本薬剤師会は、オンライン服薬指導の実装を、時期尚早としている。

オンライン服薬指導が可能な疾患の特定、システムやルール作りのために、愛知県、福岡市の山間部と離島、兵庫県養父市の3カ所で特区を用いたオンライン服薬指導実証実験が開始された。オンライン診療と同様に、薬による害が比較的小なような生活習慣病などから、オンライン服薬指導のシステムやルールが整備されていくものと考えられる。

◆オンライン診療関連ビジネスを先駆する企業

MRTは、医療従事者向けのネット人材紹介を本業とする企業だが、16年に日本初のオンライン診療・健康相談サービス「ポケットドクター」を開始した。開業医向けにITプラットフォームを提供するとともに、有料の遠隔健康相談サービスを運営している。また、ウェルビーやポートなど、従来の患者向け治療支援サービスを発展させて、遠隔診療サービスに参入する企業も出てきている（表4）。

今後、オンライン診療の認知度が高まり、オンライン診療が可能な診療所・クリニックが増えていくものと予想される。また、診療報酬要件（対処疾患や初診からの期間など）の緩和、オンライン服薬指導など、さらなる規制緩和が期待されており、より使いやすいオンライン診療になっていくだろう。患者にとっても利便性の高いオンライン診療の今後に期待したい。 【毛利光伸】

表4 オンライン診療サービス参入企業

会社名	概要	診療領域
MRT株式会社	本業はネットを用いた医療従事者人材紹介業。16年に日本初のオンライン診療・健康相談サービス「ポケットドクター」「今すぐ相談」事業を開始。医師との連携に強みを有する。	全般
株式会社ウェルビー	患者向け治療支援デジタルサービスの企画・開発・運用。糖尿病や生活習慣病患者の患者の健康管理をスマホでサポートする「Welbyマイカルテ」を提供している。	糖尿病・生活習慣病
ポート株式会社	2015年から、医師の診療から薬の処方、決済、薬の配送までをカバーするオンライン診療サービス「ポートメディカル」を提供。東京女子医大と高血圧治療における遠隔診療の検証を実施。	高血圧
エムスリー株式会社	医療従事者向け医療ポータルサイト提供会社エムスリーが始めた有料遠隔医療相談サービス。病気について、医師に相談することができる。	医療相談

（各種資料を参考にARC作成）